

半田市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、半田市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本構想案の調整及び決定に関すること。
- (2) 基本計画案の調整及び決定に関すること。
- (3) その他総合計画案の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長に副市長、副委員長に教育長及び企画部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 市長は、前項に規定する者のほか、必要と認める職員等を会議に出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、分野別の半田市総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

- 2 策定部会は、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 基本構想原案の策定に関すること。
 - (2) 基本計画原案の策定に関すること。
 - (3) その他総合計画原案の策定に関し必要な事項
- 3 策定部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、それぞれ市長が職員の中から任命した者をもって充てる。

- 4 策定部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 策定部会の部会長は、必要があると認めるときは、策定部会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業チームの設置)

第7条 策定部会の補助機関として、それぞれの策定部会に半田市総合計画策定作業チーム（以下「作業チーム」という。）を設置する。

- 2 作業チームは、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 基本構想原案の調整に関すること。
 - (2) 基本計画原案の調整に関すること。
 - (3) その他総合計画原案の調整に関し必要な事項
- 3 作業チームは、作業チームリーダー、作業チームサブリーダー及び作業チームメンバーをもって組織し、それぞれ市長が職員の中から任命した者をもって充てる。
- 4 作業チームの会議は、作業チームリーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 作業チームの作業チームリーダーは、必要があると認めるときは、作業チームに関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会、策定部会及び策定作業チームの庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 半田市総合計画策定委員会設置要綱（平成9年4月1日施行）及び半田市総合計画策定作業部会設置要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、市民経済部長、福祉部長、子ども未来部長、建設部長、教育部長、市議会事務局長、水道部長、病院事務局長（計9名）